

## 官報掲載事項の一部訂正

○厚生労働省保険局医療課事務連絡（平成 30 年 3 月 30 日）

「平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について及び官報掲載事項の一部訂正について」による訂正

頁	箇所	誤	正
356	6 行目	K664-3, K665 の 2	K665 の 2
491	11 行目	区分番号 H001	入院中の患者以外の患者に対する区分番号 H001
539	下から 6 行目	①又は	①若しくは③又は
540	5 行目の下に追加		ハ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
584	10～11 行目		削除
584	12 行目	(2)	(1)
584	13 行目	(3)	(2)
584	19 行目の下に追加		③ 許可病床（精神病床を除く。）の数が百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては八十床）以上の病院であること。
613	下から 15 行目	トに該当	へに該当
678	9 行目	薬剤投与用胃瘻造設術，胃瘻閉鎖術	胃瘻閉鎖術
679	8 行目	(プレートのあるもの)	(プレートのあるもの)，水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術

——以上、ご連絡いたします。